

「佐倉市立公民館の開館時間の改正(案)」 に対する意見募集について

佐倉市立公民館は、住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行うことで教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することなどを目的とした施設です。

現在、開館時間は午後 10 時までとしておりますが、午後 9 時以降の利用の見込みがないことから、その開館時間について本規則に規定する必要があります。

つきましては、本規則の改正について、意見を募集いたします。

意見提出ができる方

- ・特に制限はありません。

意見の提出方法

- ・案件名、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名)を明記の上、持参、郵送、**FAX**、**Eメール**にてご意見をお寄せください。
- ・口頭、電話でのご意見は受け付けておりません。
- ・意見の様式は問いませんが、別紙の提出様式をご利用いただくと便利です。

提出先

佐倉市教育委員会 事務局 社会教育課

【住所】 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

【FAX】 043-486-9401 【E-mail】 shakaikyoiku@city.sakura.lg.jp

意見募集期間

平成 30 年 1 月 4 日 (木曜日) ~ 平成 30 年 1 月 18 日 (水曜日) 15 日間

※郵送は平成 30 年 1 月 18 日消印有効。FAX、メールは当日中、持参の場合は午後 5 時まで。

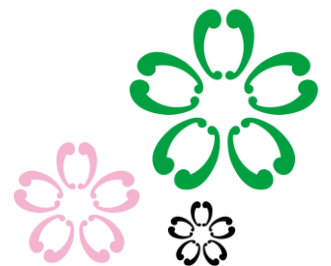
注意事項

- ・この手続は案件に対する具体的な意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ・お寄せいただいたご意見は、これに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はいたしかねますので、ご了承ください。

問い合わせ先

佐倉市教育委員会 事務局 社会教育課窓口

電話 043-484-6189 (平日 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分)



「佐倉市立公民館の開館時間の改正（案）」に対する意見・提案

氏名又は法人・団体名	
住所又は所在地 (法人は、市内の事業所・事務所を記入)	
※市外在住のかたは、以下の欄もご記入ください。	
勤務先又は学校名	
勤務先又は学校の所在地 (地番省略可)	

意見・提案をご記入ください。	
意見・提案内容 提案内容は、なるべく具体的に記入してください。 (例) 現在〇〇なので、△△のように改善することにより、□□になる。	

- ※1 意見が長文にならないよう、なるべく簡潔に記入してください。
- ※2 提出された意見は返却いたしません。また、著作権は佐倉市に帰属されます。
- ※3 提出は、下記まで持参いただくか、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお願いします。

(提出先・問い合わせ)

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
 佐倉市教育委員会 事務局 社会教育課
 [FAX] 043-484-6189
 [メール] shakaikyoiku@city.sakura.lg.jp